資料１－３

平成３１年度保険料率に関する参考資料

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

平成 30 年度保険料率について

平成 29 年 12 月 19 日
全国健康保険協会運営委員会

本委員会においては、本年９月から４回にわたり、協会の近年の財政状況、５年収支見通しや今後の保険料率のシミュレーション、医療保険制度全体の動向なども踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われた。その意見の概要は別紙のとおりである。これらを踏まえ、当委員会における平成 30 年度保険料率に係る議論について、以下のとおり整理する。

１．平均保険料率

○ 平成 29 年度保険料率に係る本委員会の議論の整理（平成 28 年 12 月 6 日に開催の本委員会資料１－１参照）においては、法令上、黒字基調の場合の協会けんぽの保険料率の設定には裁量の幅があることから、財政の状況について、短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題であることが確認された。

○ また、近年の協会けんぽの財政状況については、平成 28 年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の制度改正といった一時的要因により4,987 億円の黒字決算となり、準備金残高は１兆 8,086 億円、保険給付費等の 2.6 か月分という状況になっている。

○ 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となっている 2025 年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。

○ さらに、平均保険料率を維持した場合と平成 30 年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが事務局から新たに示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成 30 年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

○ 本委員会ではこのような現状を踏まえて議論を行い、以下のような意見があった。

【平均保険料率について】

- 今後も一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額の伸びを上回る構造は変わらないと思われるとともに、また、高齢化に伴い高齢者医療への拠出金の増大も予測されるなか、特に 2025 年度以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかという懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方が良く、平均保険料率 10%は維持すべき。
- 一度保険料率を引き下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は非常に大きい。平均保険料率 10%は、限界に近いものがある。
- 赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引き下げることはバランスを欠く。
- 一度保険料率を引き下げても数年間は財政を維持できるようであれば、引下げを行うべき。
- 中小企業の経営を考慮し、準備金が増加していく場合には、少しは保険料率を引き下げる気持ちがなければいけない。
- 5年先 10 年先の状況の変化は読みづらいので、引き下げられる時は引き下げ、状況に応じて引き上げるといった形でもよいのではないか。

【保険料率を考えるに当たっての留意点について】

- 公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。
- 協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているので、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。

2．都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

平成 30 年度の激変緩和率は 7.2/10 に引上げることで特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成 30 年 4 月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

平成30年度の保険料率について
＜支部評議会における主な意見＞

意見の概要

1．30年度の平均保険料率について

① 平均保険料率10%を維持するべきという支部	14 支部
② ①と③の両方の意見のある支部	19 支部
③ 引き下げるべきという支部	14 支部

2．30年度の激変緩和措置について

① 激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	0 支部
①と②の両方の意見のある支部	1 支部
② 激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	35 支部
②と③の両方の意見のある支部	0 支部
③ 激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部	8 支部
その他（①と③に意見が分かれた支部）	1 支部

（「意見なし」等が2支部）

3．保険料率の変更時期について

4月納付分からの改定が望ましい	45 支部
うち、その他の意見もある支部（再掲）	4 支部

（「意見なし」が2支部あり）

4．その他　30 支部

※ 第86回運営委員会（9/14）後に開催された47支部の評議会（10/4～11/6）の中で出された主な意見として支部から提出されたものを整理した。

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

第 89 回全国健康保険協会運営委員会（29 年 12 月 19 日）
発言要旨

（理事長）

○ 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げる。

○ 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。

○ これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。

○ 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。

○ また、協会けんぽは被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。

○ 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

平成30年1月29日
第90回運営委員会資料

持したいと考える。

○ なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

○ 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

（参考1） 来年度以降の10年間（2028年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況

（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

協会けんぽ（医療）の５年収支見通し（２０１８年９月試算）の前提に基づき、２０１９年度（平成３１年度）以降の平均保険料率を１０．０%、９．９%、９．８%、９．７%でそれぞれ維持した場合について、今後１０年間（2028年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×０．５」のケースでは2024年度、Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6%」のケースでは2021年度、Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは2020年度をピークに減少し始め、2019年度（平成31年度）以降に平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。
- 法定準備金に対する準備金残高は、Ⅰの「賃金上昇率：2020年度以降　低成長ケース×０．５」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．7%とした場合には2027年度には1か月分を割り込み、Ⅱの「賃金上昇率：2020年度以降0．6%」のケースでは、平均保険料率を2019年度（平成31年度）以降9．9%とした場合には2027年度には1か月分を割り込む。Ⅲの「賃金上昇率：2020年度以降0%」のケースでは、平均保険料率10．0%維持の場合でも2026年度には1か月分を割り込む。

Ⅰ　賃金上昇率：２０２０年度以降　低成長ケース×０．５

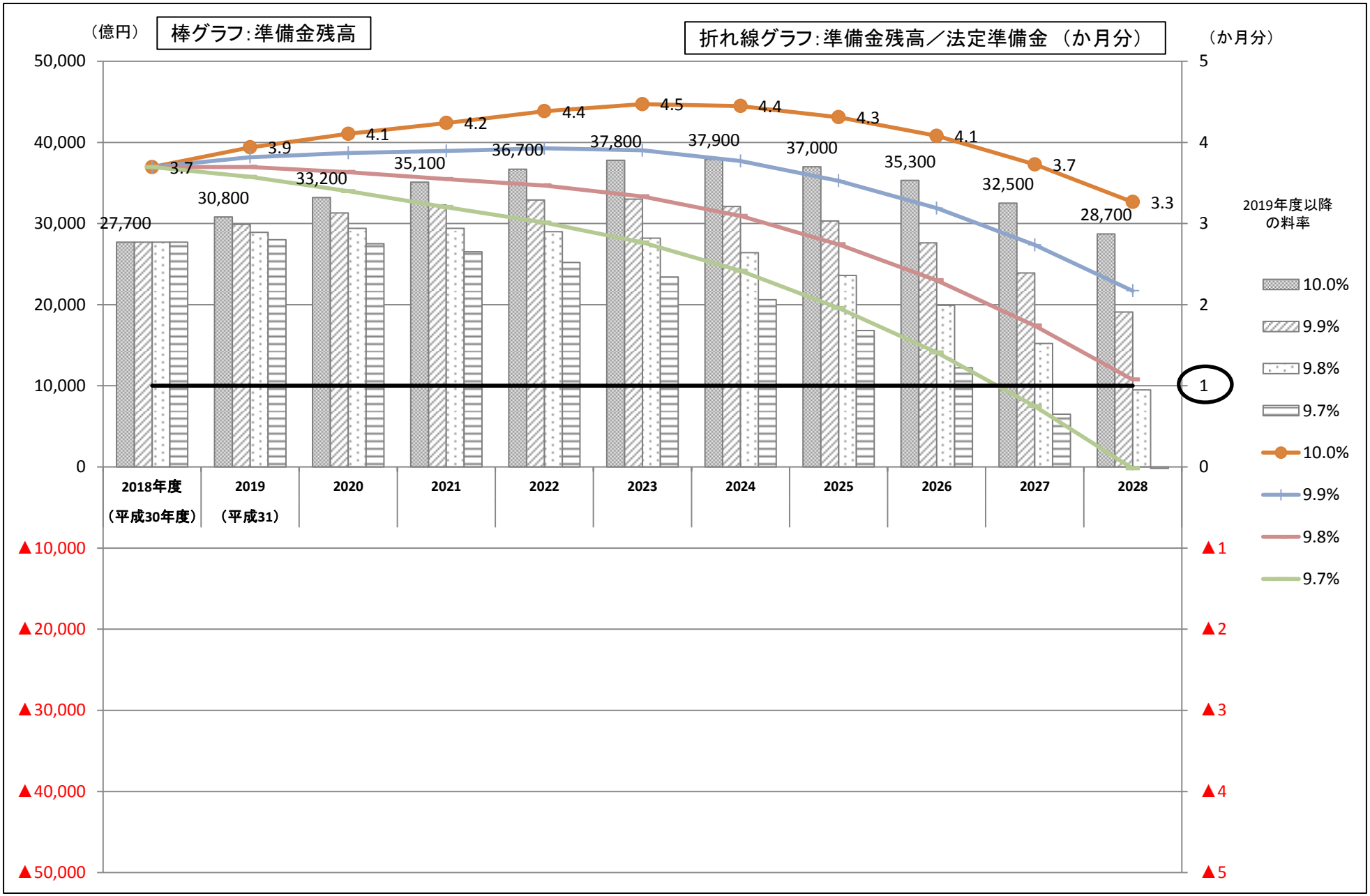

Ⅱ　賃金上昇率：２０２０年度以降　０．６％

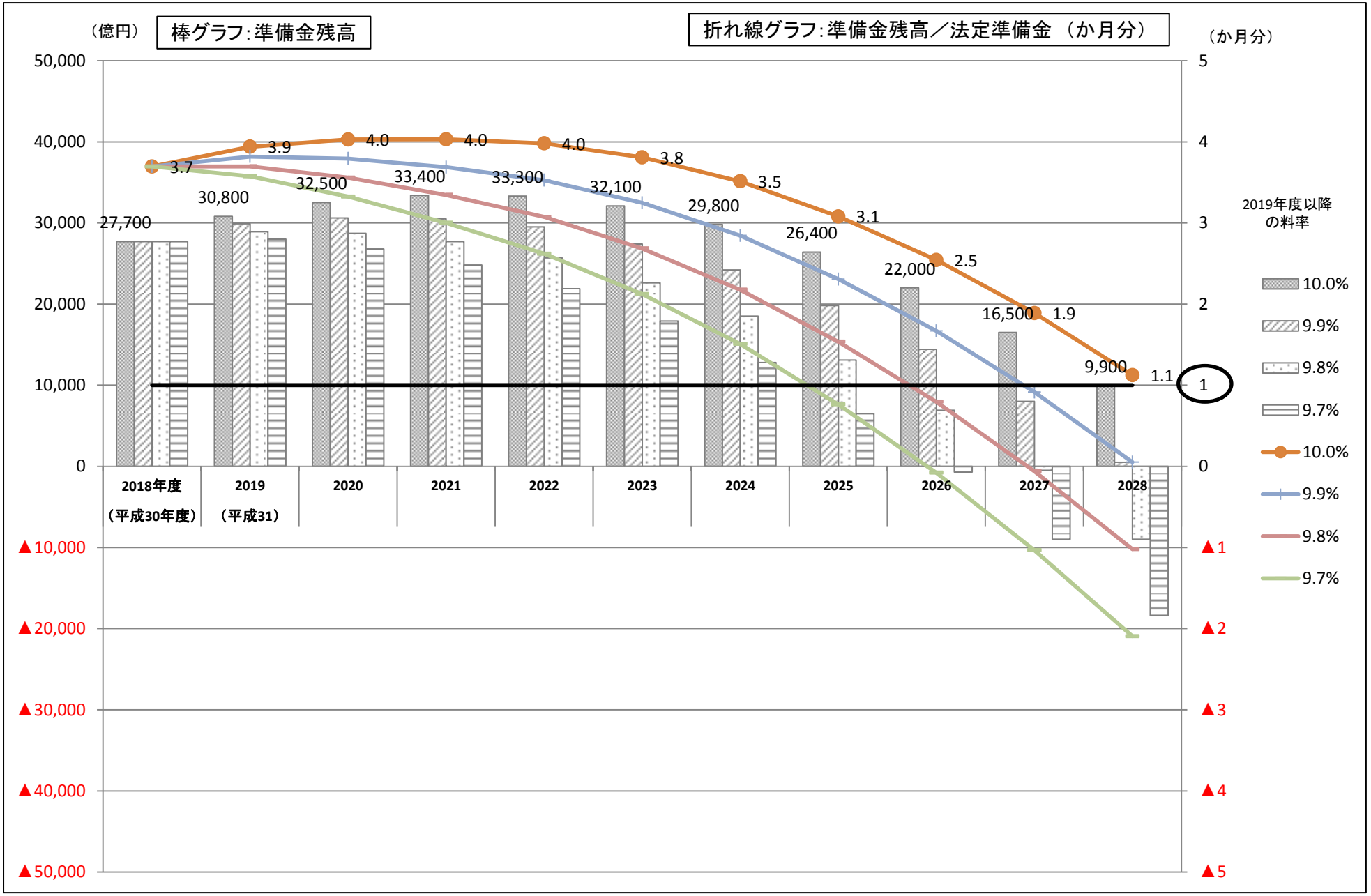

Ⅲ　賃金上昇率：２０２０年度以降　０%

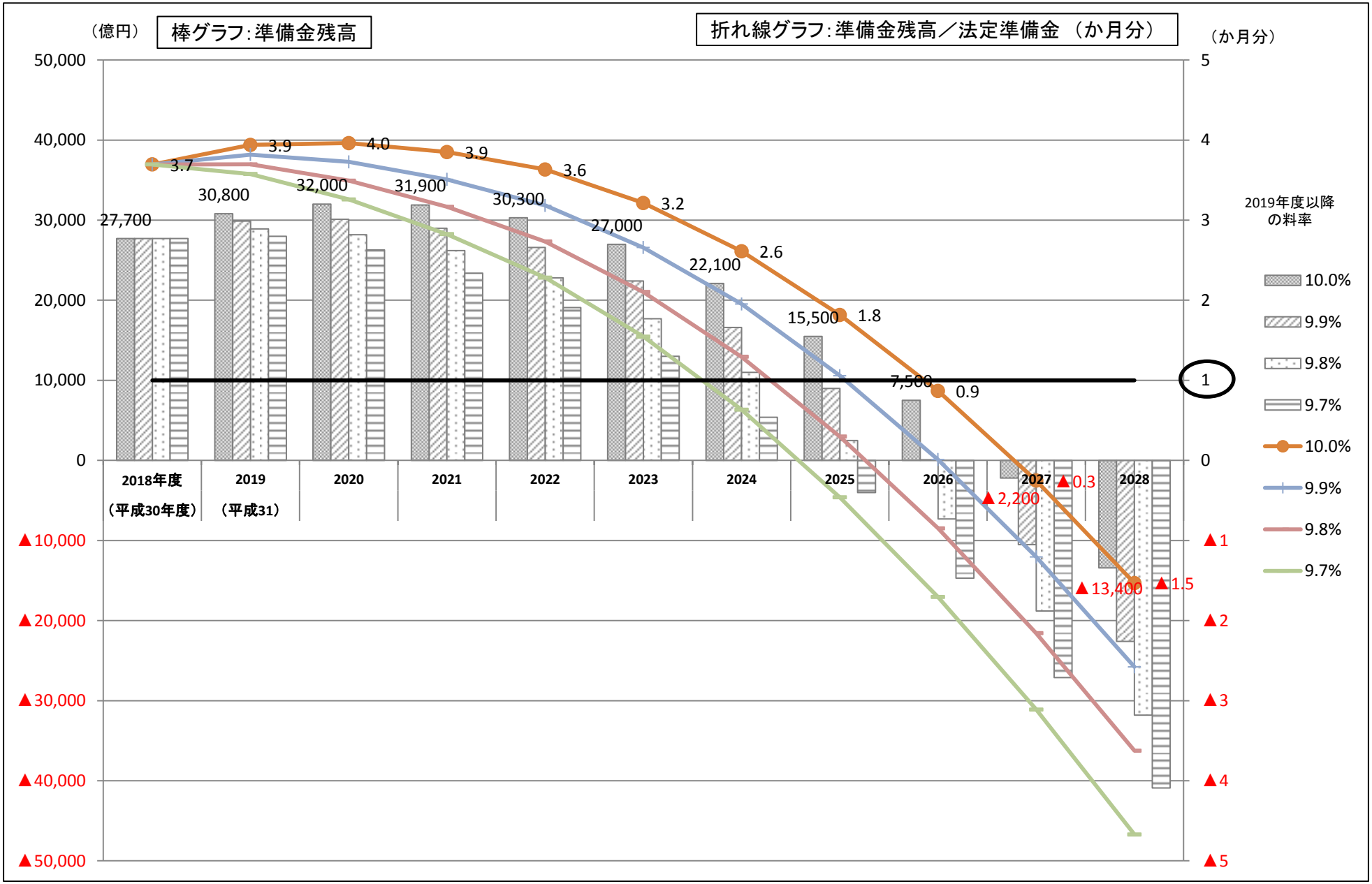

（参考２） 今後の保険料率に関するシミュレーション

【シミュレーション方法について】

・ 2019年度（平成31年度）以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で（※）、2028年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

・ 2020年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅠ（低成長ケース×0.5）、ケースⅡ（0.6%）及びケースⅢ（0%）を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。
本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

【Ⅰ. 賃金上昇率：2020年度以降 低成長ケース×0.5】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2028年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

【Ⅱ. 賃金上昇率：2020年度以降 0.6%】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2022年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2028年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。

・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には10.7%に達する。

【Ⅲ. 賃金上昇率：2020年度以降 0%】

・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

・ 仮に2019年度（平成31年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2020年度以降準備金を取崩すことにより、2024年度までは保険料率を維持できるものの、2025年度からは年々上昇を続け、2028年度には11.3%に達する。

Ⅰ．2020年度以降の賃金上昇率・低成長ケース×0.5の場合

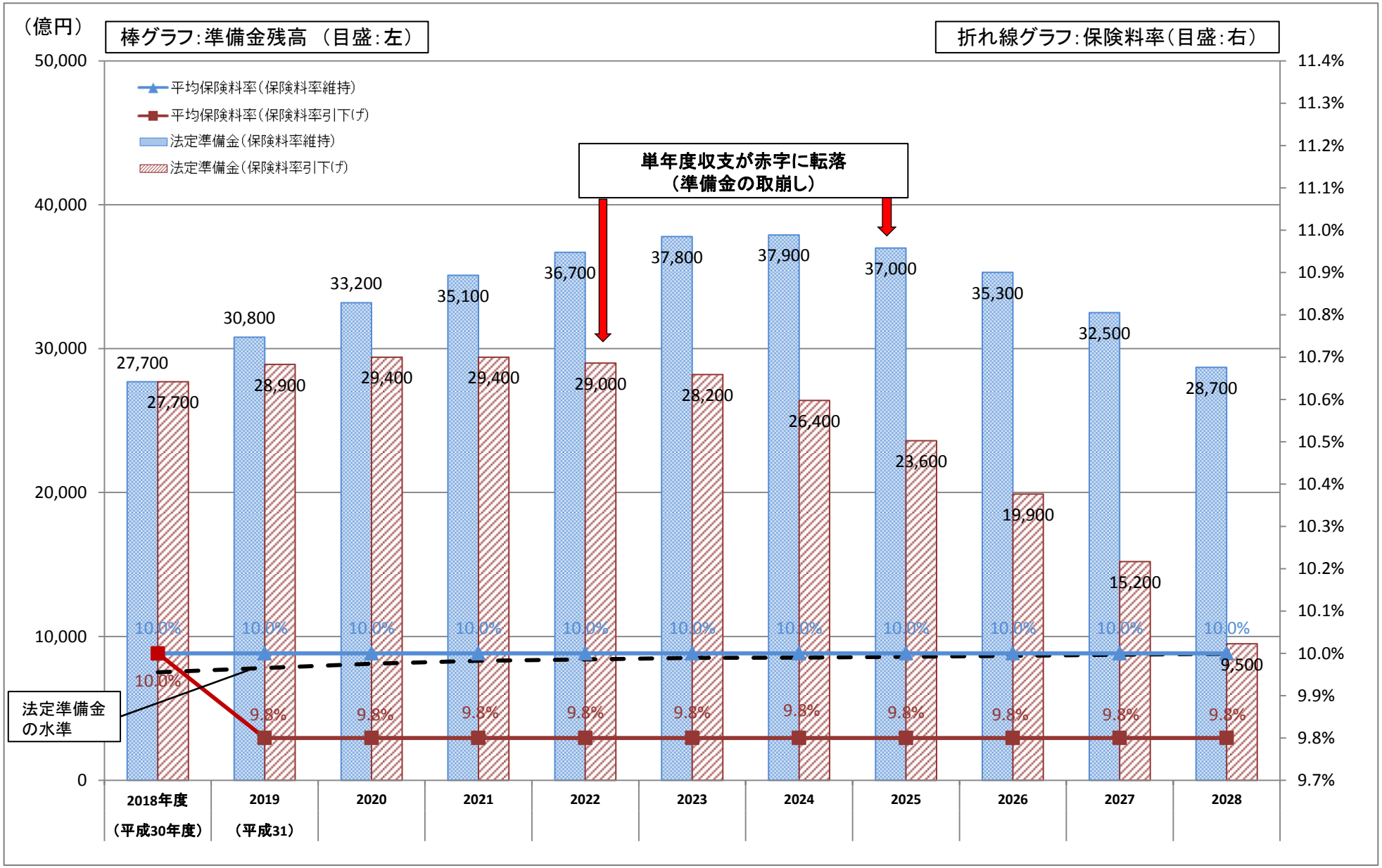

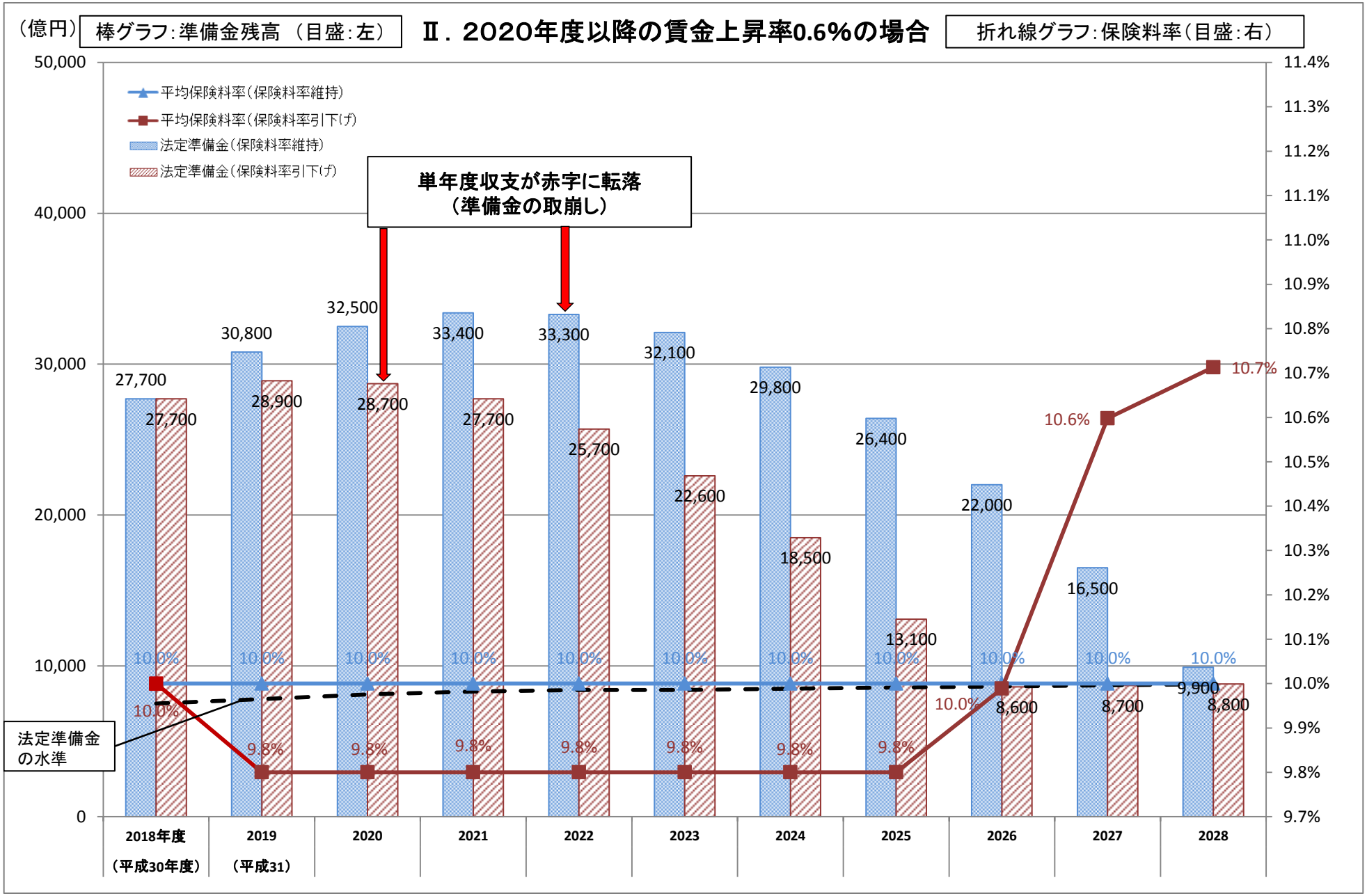
（億円）
棒グラフ：準備金残高 （目盛：左）
Ⅱ．2020年度以降の賃金上昇率0.6%の場合
折れ線グラフ：保険料率（目盛：右）
平均保険料率（保険料率維持）
平均保険料率（保険料率引下げ）
法定準備金（保険料率維持）
法定準備金（保険料率引下げ）
単年度収支が赤字に転落
（準備金の取崩し）
法定準備金の水準
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
11.4%
11.3%
11.2%
11.1%
11.0%
10.9%
10.8%
10.7%
10.6%
10.5%
10.4%
10.3%
10.2%
10.1%
10.0%
9.9%
9.8%
9.7%
27,700
27,700
30,800
28,900
32,500
28,700
33,400
27,700
33,300
25,700
32,100
22,600
29,800
18,500
26,400
13,100
22,000
8,600
16,500
8,700
9,900
8,800
10.0%
9.8%
10.6%
10.7%
2018年度
（平成30年度）
2019
（平成31）
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028

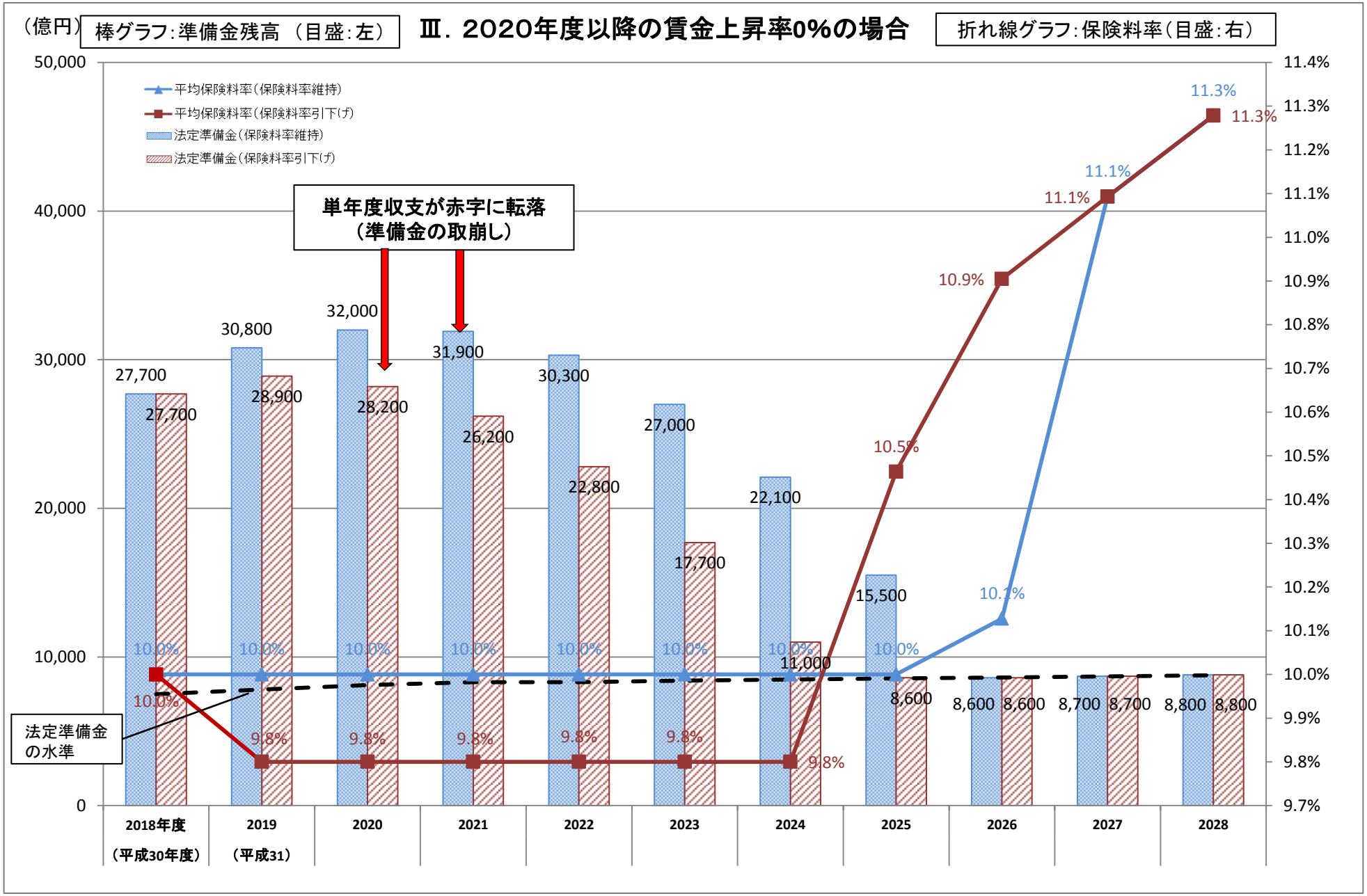
（億円）
棒グラフ：準備金残高 （目盛：左）
Ⅲ．2020年度以降の賃金上昇率0%の場合
折れ線グラフ：保険料率（目盛：右）
平均保険料率（保険料率維持）
平均保険料率（保険料率引下げ）
法定準備金（保険料率維持）
法定準備金（保険料率引下げ）
単年度収支が赤字に転落
（準備金の取崩し）
法定準備金の水準
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
11.4%
11.3%
11.2%
11.1%
11.0%
10.9%
10.8%
10.7%
10.6%
10.5%
10.4%
10.3%
10.2%
10.1%
10.0%
9.9%
9.8%
9.7%
27,700
27,700
30,800
28,900
32,000
28,200
31,900
26,200
30,300
22,800
27,000
17,700
22,100
11,000
15,500
8,600
8,600
8,600
8,700
8,700
8,800
8,800
10.0%
9.8%
10.5%
10.9%
11.1%
11.3%
10.1%
2018年度
（平成30年度）
2019
（平成31）
2020
2021
2022
2023
2024
2025
2026
2027
2028

（参考3） 平成30年度　都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見（青森支部）

支部長意見	評議会意見
平成30年度　青森支部　保険料率 9.96％（据え置き） ◆意見 当支部においても、現状一人当たり医療給付費の伸びが一人当たり標準報酬月額の伸びを上回る赤字構造体質であることに変わりなく、このことは当面解消される見込みはありません。さらに、高齢化の進展は地方ほど深刻な問題であり、地域経済情勢においても政府・日銀の低金利政策などの継続により企業倒産の状況は低水準で落ち着いているものの、各企業の業況回復までは至っていないというのが実態です。このような状況下、保険料率が10%を下回り、かつ、据え置きにとどまる見込みであることは、加入者・事業主の双方にとり、相対的に受け入れやすい結果であると思慮いたします。 よって、平成30年度の都道府県単位の保険料率の変更に伴う青森支部の保険料率については、妥当であり応諾すべきと考えます。	◇意見 **1. 平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるか。** ・賃金上昇率の試算設定が0.6%は低いのではないか。保険料率を下げられる状況であれば、引き下げをしてほしい。（事業主代表） ・準備金が2．6か月分も積みあがっていることに対して非難が出てくる懸念がある。5年ぐらいの単位でみていくことが財政経済的にはよいと思う。（学識経験者） ・経済状況や医療費など不確定要素が多いなかでの議論となる。リーマンショックやバブル崩壊は極端な例なので30年度保険料率議論の引き合いに出すのはいかがなものか。（学識経験者） ・準備金残高が積み上がってしまうと国庫補助が16.4%から減らされるのではないか。（学識経験者） ・法律上、法定準備金は1か月分でよいとなっているが、これは運営委員会では議論になっているのか。法定準備金の在り方についてもう少し検証すべき。（学識経験者） ・運営委員会で話し合われた内容が昨年と同様の印象がある。背景が変わったとかそういったことが感じられず、こういう意見だけであれば、支部の意見を聞く必要はないと思う。（学識経験者） ・法定準備金の水準については、協会けんぽの裁量に任せてみてはどうか。どのくらい法定準備金を準備するかについては、その時々の経済情勢等にもよる。積み上げすぎもよくない。（学識経験者）

支部長意見	評議会意見
	◇意見 **2. 平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。** ・激変緩和率については、ステップを踏んできているのでいきなり立ち止まってはいけない。平成３２年度には１０分の１０となるのだから、ルールは重視すべき。例年通り１．４上乗せして10分の７．２でよい。 **3. 保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。** ・変更時期については4月分からで異議なし。 **4.平成30年度の都道府県単位保険料率の変更に係る評議会の意見** ・法令上、単年度収支均衡の原則であれば、法令に則って保険料率も上げ下げすべきと考える。 ・加入者・事業主としては、賃金が上昇しているという傾向なども踏まえ、保険料率を引き下げることが望ましいが、2025年問題など中長期的な医療費の増加などを考慮すると、致し方ない。 ・保険料率を弾力的に上げ下げするのか、中長期的に見て決めるのか、どちらを取るかは悩ましい問題ではあるが、どちらにしても健保財政を維持していくという意味で、中長期的な視点を欠かしてはいけない。 ・法定準備金の在り方について、検討すべきであると考える。 ・当評議会としては、中長期的に安定した財政運営を続けるために、平均保険料率を10%に維持すること、また、青森支部保険料率の試算結果について、了承する。